

利用定員の変更状況について

令和4年度に別紙1の通知のとおり定員変更ルールを見直しましたが、その適用状況については以下のとおり。

1. 定員変更の適用状況（公営保育所除く）

(1) 定員引下げ

適用時期	保育分（2・3号）		教育分（1号）	
	施設数	利用定員減数	施設数	利用定員減数
令和5年1月	41	▲537	2	▲40
令和5年9月（予定）	28	▲473	3	▲90
合計	69	▲1,010	5	▲130

(2) 定員引上げ

適用時期	保育分（2・3号）		教育分（1号）	
	施設数	利用定員増数	施設数	利用定員増数
令和5年4月	3	+14	19	+186
令和5年9月（予定）	1	+2	0	0
合計	4	+16	19	+186

2. 影響分析

(1) 定員引下げの待機児童対策への影響

令和5年4月申込の受入枠（一次調整）は前年比△269人分であったが、全市で1,940人の受入枠の余剰があり、待機児童対策上も大きな影響は生じていない。

一方、保育利用児童数の減少により、令和5年4月時点の定員割れ数は前年比123人分増となったが、定員引下げの結果、伸び率は緩和されている。

定員割れ数伸び率：(R3→R4) + 21.6%、(R4→R5) + 4.3%

(2) 既存施設への影響

認定こども園における需給調整の特例分の定員についても引上げできるよう見直しところ（上限1号15人、2・3号10人）、保育園由来の19施設が1号定員186人分を引上げたが（幼稚園由来の2・3号認定の引上げはなし）、1号の新規受入数は前年比と大きな変化はなかった（別紙2）。

4月新規受入児童数：(R4.4) 112人→(R5.4) 105人

3. 課題

今後も状況を分析し、対応の必要性について検討していく。

令和 5 年 2 月 1 5 日

各施設長及び事業所管理者 様

子ども若者はぐくみ局
幼 保 総 合 支 援 室**保育所等における利用定員の取扱いについて（通知）**

平素より、子ども・子育て支援施策の推進に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。
標記の件について、令和 5 年 4 月から、下記のとおり取り扱いますので、通知します。
なお、本通知に伴い、令和 4 年 9 月 1 2 日付け通知「保育所等における利用定員の引下げに係る取扱いの見直しについて」は廃止します。

記**1 基本的な考え方**

利用定員と児童数は乖離がないことが望ましい姿であり、また、各施設は原則として利用定員を超えて教育・保育を提供してはならないため、利用定員を下回っている場合も上回っている場合も、実態に見合った利用定員とすることを目指す。

【用語の定義】

認可定員：児童福祉法等（※）に基づき、保育所等を認可する際、受入児童数の上限として定めるもの（※認定こども園法、学校教育法等、施設類型によって異なる。）

利用定員：給付費の単価区分の基となる定員で、子ども子育て支援法における確認において定めるもの。受入上限である認可定員を上回ることができない。

年間平均児童数：4 月から 3 月までの各月初日の児童数の総和を 1 2 で除した数値（小数点以下切捨て）

2 対象施設等**(1) 対象施設**

民間保育園、認定こども園、地域型保育事業所、新制度幼稚園

(2) 対象定員

1 号認定こどもの利用定員及び 2・3 号認定こどもの利用定員

3 要件

1 号又は 2・3 号毎に、前年度の年間平均児童数が利用定員と相違し、且つ、以下(1)又は(2)の要件を満たしていること。

(1) 利用定員の引上げ

- ① 変更後の利用定員に必要な保育室等の面積（※ 1）及び職員数を確保している。
- ② 変更後の利用定員が認可定員を上回る場合は、併せて認可定員も引き上げる（※ 2）。

(2) 利用定員の引下げ

- ① 前年度の年間平均児童数が、利用定員に基づく公定価格単価区分を下回っている。
 - ② 4月1日時点での利用児童数が、利用定員に基づく公定価格単価区分を下回っている。
 - ③ 子ども・子育て支援事業計画の達成に支障が生じない。
 - ④ 本市が待機児童のため必要があると認める際には、認可定員を上限とする利用定員の見直しに速やかに応じる。
 - ⑤ 新たに認可された園（※3）の利用定員引下げは、認可年度の翌々年度から適用する（例：令和3年4月1日に認可→令和5年9月1日から変更可能）。
- ※1 乳児室、ほふく室、保育室（遊戯室含む）及び屋外遊技場の面積（新制度幼稚園及び認定こども園は、園舎面積の基準も有り）
- ※2 新制度幼稚園及び幼稚園型認定こども園を除く。ただし、京都府が認可する認可定員の範囲内での引き上げとする。
- ※3 認定こども園への移行、運営主体の変更を理由とする認可を除く。

4 設定定員

(1) 原則（後述(2)を除く）

見直し後の利用定員は、前年度の年間平均児童数を基準とし、当該児童数が属する公定価格単価区分のうち、任意の定員数とする。

<引下げの例>

2・3号認定の合計が100人の保育所等で、年間平均児童数が85人の場合
→ 公定価格単価区分の（81～90人）のうち、任意の定員を設定

2・3号認定の合計が100人の保育所等で、年間平均児童数が95人の場合
→ 公定価格単価区分の（91～100人）の範ちゅうのため、引下げ対象外

<引上げの例>

2・3号認定の合計が100人の保育所等で、年間平均児童数が115人の場合
→ 公定価格単価区分の（111～120人）のうち、任意の定員を設定

(2) 認定こども園の取扱い

京都市子ども・子育て支援事業計画（令和5年2月1日付け見直し）に掲げた「認定こども園への移行に係る需給調整の特例の活用」を踏まえ、以下のとおり取り扱うこととする。

前年度の年間平均児童数が利用定員を超過している場合は、利用実態を踏まえ、認定こども園への移行時に新たに設けた利用定員（※4）について、1号は15名、2・3号は10名（※5）までの引上げが可能。

なお、もう一方の利用定員が前述3(1)の引上げ要件に該当する場合は、併せて引き上げる。

※4 保育園から移行した場合の1号、幼稚園から移行した場合の2・3号

※5 幼稚園から移行した場合の預かり保育等の振替分及び待機児童対策による定員拡大分を除く

5 手続き

利用定員の変更を希望する場合は、以下期限までに幼保総合支援室に御相談ください。

(1) 申請・届出期限など

利用定員の引上げ又は引下げ共に、前述 3 の要件に該当するかを確認のうえ、4 月 1 日～同月末の間に相談いただき、5 月末までに当室での要件確認及び所定の手続き（申請・届出）の後、9 月 1 日から利用定員を変更します。

(2) 令和 5 年度における利用定員引上げの取扱い

令和 5 年 2 月・3 月児童数を同年 1 月と同数と仮定したうえで、2 月末までに相談いただければ、当室での要件確認及び所定の手続きの後、同年 4 月 1 日から利用定員を変更します。

6 留意点

(1) 設備運営基準の順守

- ① 児童の受入れに当たっては、各区支所はぐくみ室との調整が必要ですが、調整如何にかかわらず、保育室等の面積及び職員数から算出される上限を超えて児童を受け入れてしまうと、設備運営基準違反となります。
- ② よって、受入れ人数の上限については各施設で把握していただくべきものあり、利用定員の引上げ相談時などに本市がその事実を把握した場合は、利用児童の安全性の観点から、本市の指導監督権限に基づき厳正に対処せざるを得ません。
- ③ 保育室等の面積及び職員数は施設運営の基本事項であるため、児童の受け入れに当たっては、面積及び職員数の確認を徹底してください。

(2) 利用定員引上げの要否判断

年間平均児童数が利用定員を超えていても、4 月 1 日時点での児童数が利用定員以下の場合、引上げは必須ではありません。

ただし、利用定員を超える受け入れは原則として行えないため、年度途中入所等による今後の児童数の増加を見込んだうえで、引上げの要否を御判断ください。

認定こども園の1号認定児童数

※ R4年度、R5年度にこども園に移行した園を除く。

(単位：人)

	R 4 . 4	R 5 . 4	R 5 - R 4
1号利用定員…A	954	1,099	145
1号認定利用児童数…B	730	688	▲ 42
4月利用開始…C	112	105	▲ 7
3月以前利用開始…D	618	583	▲ 35
定員充足率…B / A	76.5%	62.6%	▲ 13.9%
4月利用開始の割合…C / B	15.3%	15.3%	± 0.0%